

フジグラン十川ショッピングセンター北エリア

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号
 - 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
フジグラン十川ショッピングセンター北エリア
高松市十川東町字佐古四三番一ほか
 - 3 変更した事項
 - 一 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - i 変更前 代表取締役 時任紀邦
 - 変更後 代表取締役 高橋吉昭
 - ii 変更前 代表取締役 高橋吉昭
 - 変更後 代表取締役 尾崎英雄
 - 二 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 変更前 別表（「別記一」）のとおり
 - 変更後 別表（「別記二」）のとおり

なお、「別表」は、省略し、その表を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。
- 4 変更年月日
 - 3の一のiの事項 平成十七年九月一日
 - 3の一のiiの事項 平成十八年七月二十四日
 - 3の二の事項 平成十八年七月二十四日
- 5 変更する理由
 - 3の一の事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため
 - 3の二の事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の変更及びテナントの変更のため

二 届出年月日

平成十八年十二月十五日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

- 1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
- 2 縦覧期間
平成十九年十二月二十六日（火曜日）から平成十九年四月二十六日（木曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十九年四月二十六日（木曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

- 1 記載すべき項目
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 二 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
 - 三 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 四 意見の内容
- 2 提出先
郵便番号七六〇-八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ